No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警务	終庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
1	「別紙2」	第6条1項1号	「特定事業者が提供する"ソフトウェア"」は、特		本意見に対し、直接対応する回	(平成30年11月30日公表警察
	(公布日施	ホ・ヘ・ト	定事業者が提供する所謂スマホアプリと特定事業者		答はありませんでした。	庁・共管各省庁「「犯罪による収益
	行予定部		が提供する WEB ページに組み込まれた Javascript			の移転防止に関する法律施行規則の
	分)		などを用いたソフトウェア(同ソフトを閲覧する所			一部を改正する命令案」に対する意
			謂ウェブブラウザは特定事業者が提供したものでは			見の募集結果について」別紙1(以
			ない)という理解でよいか。			下「パブコメ」) No.7~11 等をご参
			(理由等)			照ください。)
			定義の確認			
2	「別紙2」	第6条1項1号	特定事業者が提供するソフトウェアを使用しないで		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.21 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ・ヘ・ト	撮影・送信された本人確認書類の画像情報は、他の		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		号でいう「本人確認書類の写し」の取扱いに準ずる			
	分)		との理解でよいか。			
			(理由等)			
			今回の改正により、顧客自身のデジカメやスマホなどで撮			
			影された本人確認書類画像の使用や、通常の e メールを使			
			用した画像の提供による取引時確認が排除されないことを			
			確認するため。			
3	「別紙2」	第6条1項1号	「厚みその他の特徴が確認することができる」画像		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.27 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ・ト	情報とは、例えば、机上に置かれた本人確認書類に		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		対し、上方斜め 45 度から撮影する手法等で本人確			
	分)		認書類の側面と表面が1枚の画像に同時に写りこむ			
			よう撮影されたものという理解でよいか。			
			(理由等)			
			定義の確認			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警察	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
4	「別紙 2」	第6条1項1号	各号において定められている、「写真付き本人確認		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.27、28 等をご参照く
	(公布日施	ホ・ト	書類の厚み」を確認する方法について明らかにし		答はありませんでした。	ださい。)
	行予定部		ていただきたい。			
	分)		(理由等)			
			新たに定められた本人確認方法を活用するにあたり、法			
			令が求める条件を明らかにしたいため。			
5	「別紙 2」	第6条1項1号	「当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.29 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ・ト	徴」とあるが、「その他の特徴」の例示を示してい		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		ただきたい。			
	分)		(理由等)			
			新たに定められた本人確認方法を活用するにあたり、法			
			令が求める要件の解釈を確認したい。			
6	「別紙 2」	第6条1項1号	各号において定められている、「当該顧客等の容貌		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.17~19、35 等をご参
	(公布日施	ホ・ヘ	の画像情報」とは、別に徴収する写真付き本人確		答はありませんでした。	照ください。)
	行予定部		認書類に貼り付けられた本人画像と同一の人物で			
	分)		あると特定事業者が確認できる状態のものであれ			
			ば、特に要件は問わないとの認識でよいか。			
			(理由等)			
			新たに定められた本人確認方法を活用するにあたり、法			
			令が求める条件を明らかにしたいため。「容貌」に関する			
			要件が定められていないため。			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
7	「別紙2」	第6条1項1号	「特定事業者が提供するソフトウェア」につい		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.7 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ	て、今後想定している最低水準の機能・性能等が		答はありませんでした。	l1.
	行予定部		あれば教えていただきたい。			
	分)		(理由等)			
			新たな本人確認方法の導入検討にあたって確認が必要な			
			ため。			
8	「別紙2」	第6条1項1号	新規則第6条第1項第1号ホにおいて、「特定事業		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.9 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ	者が提供するソフトウェア」には第三者が開発した		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		ソフトウェアも含まれるか。			
	分)		(理由等)			
			解釈の明確化のため			
9	「別紙 2」	第6条1項1号	新規則第6条第1項第1号ホにおいて、特定事業者		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.21 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ	が提供するソフトウェアを使用して行わせる「撮		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		影」は、特定事業者が顧客等との間で行う特定取引			
	分)		に際して行われるものでなければならないか。			
			(理由等)			
			「撮影」時期について明確にしたい			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
10	「別紙2」	第6条1項1号	新規則第6条第1項第1号ホにおいて、「本人確認		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.19、20 等をご参照く
	(公布日施	ホ	用画像書類」として、動画画像も許容されるか。ま		答はありませんでした。	ださい。)
	行予定部		た、第 19 条 1 項 2 号により確認記録に添付するも			
	分)		のは、動画そのものではなく必要な部分を切り取っ			
			た画像でも良いか。			
			その場合、本人の容貌、「本人確認用画像書類」の			
			本人特定事項、写真、特徴のいずれの画像も保存す			
			る必要があるか。			
			(理由等)			
			動画を用いた方法が許容されるかの確認のため。また、そ			
			の際の記録の保存方法について明確にするため。			
11	「別紙 2」	第6条1項1号	「本人確認用画像書類」の画像情報は、本人特定事		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.23 等をご参照くださ
	(公布日施	ホ	項、写真、特徴が1枚の画像で確認できるよう撮影		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		されたものでなければならないか。			
	分)		(理由等)			
			撮影の具体的な方法を明確にするため			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
12	「別紙 2」	第6条1項1号	IC 免許証の場合、本人特定事項データと顔写真デ	48	IC免許証の場合、本人特定事項デー	個人情報保護法上、特定事業者は、個
	(公布日施	^	ータは別領域に格納されており、かつ顔写真デー		タと顔写真データは別領域に格納され	人データを取り扱う際に利用目的を本
	行予定部		タと共に本籍地データも格納されていることか		ており、かつ顔写真データと共に本籍	人に通知又は公表し、その範囲で適切
	分)		ら、仮に特定事業者が提供するソフトウェアで IC		地データも格納されていることから、	に利用するとともに、当該個人データ
			免許証のデータを読み取る場合は、当該特定事業		仮に特定事業者が提供するソフトウェ	を利用する必要がなくなった場合は遅
			者側にて何らかの措置を施すという理解でよい		アでIC免許証のデータを読み取る場	滞なく消去する努力義務があるとこ
			か。(例:顔写真と本籍地データの送信を受け、本		合は、当該特定事業者側にて何らかの	ろ、これに従って適切に対応していた
			籍地データのみ直ちに削除するシステムを構築す		措置を施すという理解でよいか。(例:	だく必要があると考えております。
			る)		顔写真と本籍地データの送信を受け、	
			なお、何らかの措置を施すという体制整備を整え		本籍地データのみ直ちに削除するシス	
			た上であれば、意図せずに行われた本籍地情報の		テムを構築する)	
			受信行為自体には特段の問題は発生しないという		なお、何らかの措置を施すという体制	
			理解であるが、認識に相違はないか。		整備を整えた上であれば、意図せずに	
			(理由等)		行われた本籍地情報の受信行為自体に	
			同上		は特段の問題は発生しないという理解	
					であるが、認識に相違はないか(へ及	
					びト関係)。	

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
13	「別紙2」	第6条1項1号	半導体集積回路に記録された情報の提供を受ける	本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.45 等をご参照くださ
	(公布日施	^	場合において、どのように当該データを抽出・提	答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		供されるのか、想定されている方法があれば例示		
	分)		を示していただきたい。		
			(理由等)		
			・新たに定められた本人確認方法を活用するにあたり、		
			法令が求める条件を明らかにしたいため。		
			・運転免許証にある IC の情報を閲覧できるスマホアプリ		
			などは存在するようだが、当該情報の画面を画像として		
			提供いただくのか、お客様に転記いただいて必要な情報		
			のみ提供させるのか、その他方法があるのか、お客様に		
			ご案内する必要があるため。		
14	「別紙2」	第6条1項1号	「他の特定事業者が預貯金の契約締結又は(中	本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.62 等をご参照くださ
	(公布日施	F(1)	略)同一であることを確認していることを確認す	答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		ること」について、特定事業者が貸金業者の場合		
	分)		は、指定信用情報機関に照会を行うことを含むこ		
			とも検討願いたい。		
			他の特定事業者(消費者金融会社等)が顧客の		
			本人確認を行い、その結果、当該信用情報機関に		
			当該顧客の情報を登録している。		
			(理由等)		
			新たな本人確認方法の導入検討にあたって確認が必要な		
			ため。		

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
15	「別紙 2」	第6条1項1号	「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.75 等をご参照くださ
	(公布日施	F(1)	客等が当該確認記録に記載されている顧客等と同		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		ーであることを示す事項の申告を受けること」			
	分)		は、他の特定事業者の名称・口座番号等が該当す			
			るとの理解でよいか。その他、想定されている項			
			目があれば例示を示していただきたい。			
			(理由等)			
			新たに定められた本人確認方法を活用するにあたり、法			
			令が求める条件を明らかにしたいため。			
16	「別紙2」	第6条1項1号	「当該顧客等が当該確認記録に記録されている顧		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.72、75、76 等をご参
	(公布日施	F(1)	客等と同一であることを示す事項の申告を受ける		答はありませんでした。	照ください。)
	行予定部		ことにより」について、他の特定事業者の専用サ			
	分)		イト等へのログイン済み画面を確認する方法など			
			も含まれるのか。			
			(理由等)			
			方法の確認			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警察	8庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
17	「別紙2」	第6条1項1号	新規則第6条第1項第1号ト(1)において、「他の		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.67 等をご参照くださ
	(公布日施	F(1)	特定事業者が預金又は貯金の受入れを内容とする契		答はありませんでした。	l1.)
	行予定部		約の締結~(略)」とあるが、法第4条第1項に規			
	分)		定する取引に際して行う確認の方法の特例に関する			
			特例措置(施行規則第13条1項)については施行			
			後も現行法通りという理解でよいか。			
			その場合、施行日前に他の特定事業者が預金口座			
			に係る取引を行う際に取引時確認を行い、かつそ			
			の記録を保存している場合において、施行後に特			
			定事業者が当該預金口座における口座振替の方法			
			により決済を行う場合、同号に基づき施行前に他			
			の特定事業者が行った取引時確認をもって「完			
			了」とするという理解でよいか。(新法にのっとっ			
			た新たな確認は不要と考えてよいか。)			
			(理由等)			
			第 6 条第 1 項第 1 号ト (1) と施行規則第 13 条のすみわ			
			けが不明であるため。			
18	「別紙2」	第6条1項1号	「当該顧客等の預金又は貯金口座(中略)に金銭		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.80、81、84~86 等を
	(公布日施	卜(2)	の振込を行うとともに」とあるが、振込金額や振		答はありませんでした。	ご参照ください。)
	行予定部		込みの名目等、付帯する条件があれば教えていた			
	分)		だきたい。			
			(理由等)			
			新たな本人確認方法の導入検討にあたって確認が必要な			
			ため。			

No.		対象項目	当協会から提出した意見・質問	警	察庁パプコメにおける意見・質問の概要	警察庁の考え方
19	「別紙 2」	第6条1項1号	本人確認方法として顧客の口座へ振り込んだ金銭		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.88 等をご参照くださ
	(公布日施	ト(2)	を、貸付金の一部と見做して問題ないか。		答はありませんでした。	l1 ₀)
	行予定部		(理由等)			
	分)		同上			
20	「別紙2」	第6条1項1号	「預貯金通帳の写し又はこれらに準ずるもの」と		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No.93 等をご参照くださ
	(公布日施	ト(2)	して、キャッシュカード(キャッシュカード・ク		答はありませんでした。	l1 ₀)
	行予定部		レジットカード一体型も含む)の写しも該当する			
	分)		との理解でよいか。			
			(理由等)			
			通帳レス口座への対応方法を確認するため。			
21	「別紙2」	第6条1項	特定事業者が、施行日前に取引時確認を行っている	125	特定事業者が、施行日前に取引時確認を	今回の改正は、既に本人特定事項の確認
	(公布日施		顧客等との間で施行日以後に初めて特定取引を行う		行っている顧客等との間で施行日以後に	を済ませている顧客等に対する新たな確
	行予定部		際は、新法第6条1項にのっとった新たな確認は不		初めて特定取引を行う際は、新規則第6	認を義務付けるものではありません。
	分)		要と考えてよいか。		条に則った新たな確認は不要と考えてよ	
			(理由等)		いか。	
			経過措置について確認したい。			
22	「別紙3」	第6条1項1号	改正前の記載では「その写しの送付を受けるとと		本意見に対し、直接対応する回	(パブコメ No . 128 等をご参照くだ
	(平成 32 年	チ	もに」とあるが、改正後では「その写し」が削除		答はありませんでした。	さい。)
	4月1日施行		されている。しかしながら、原本に限定されてい			
	予定部分)		ないとの理解でよいか。			
			(理由等)			
			免許証や保険証等の本人確認書類の原本を送付いただく			
			ことは現実的ではないため。			